HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学法学部法学会記事(昭和四二年四月～昭和四二年五月)・北海道大学法学部公法研究会記事(昭和四二年四月～昭和四二年六月)・北海道大学法学部刑事法研究会記事(昭和四二年四月～昭和四二年六月)・北海道大学法学部政治学研究会記事(昭和四二年四月～昭和四二年六月)・北海道大学法学部民事法研究会記事(昭和四二年四月～昭和四二年六月)
Citation	北大法学論集, 18(1), 201-204
Issue Date	1967-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/27858
Type	bulletin (other)
Note	雑報
File Information	18(1)_P201-204.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

（昭和四二年四月―昭和四三年五月）

一、四月一七日（月）午後二時―四時

○「中共におけるリーダー・シップ」

報告者　ジェームズ・陳

出席者　一七名

今回は臨時会であった。サンフランシスコ州立大学教授で、現在、お茶の水女子大学客員教授として来日中の陳博士（専攻は中国現代史、政治）をかこみ懇談した。今回の会合開催にあたっては、アメリカ文化センターの尽力に負うところが大きい。それだからといって、陳博士の報告がアメリカの一定の政策を弁護しようとか、喧伝しようとか、といった意図にもとづいてなされたものではない。この点は、念のために、ここで申しそえておく必要がある。

話題は、「中共におけるリーダー・シップ」であった。昨今の中共における一連の事件にてらして、興味あるテーマである。博士は、中共の秘密文書である「工作通訊」を資料として、中共内部のリーダー・シップの構造、中共リーダーが直面していた（いる）諸問題を指摘し、とりわけ、この文書から、一九六〇年代初において、中共の経済政策が挫折し、そのことが国内的に重大な政治問題にまで発展したこと、中共成立以来、積年の思想改造工作にもかかわらず、なおその工作は完全に成功している段階になく、軍隊内部も、その例外ではなかったことをうかがうことができ、今日のいわゆる文化大革命の強行を余儀なからしめたものは、これらの事態であったといえる、と述べた。そのほか、話題としては次のようなことが採りあげられた。中共が対外強硬政策をとっているのは、そのことによって人民の眼を外へ向け、内政上の失敗から人民の注意をそらさせるためである。中国では、政治責任と道徳上の責任とがはっきり分離されず、政策上の失敗は、たんに政治責任のみを問われるに止まらないこと、今日採られている毛路線では、スターリンの場合とは異って、反対派人物を抹殺することをしないで、これをしてイデオロギーの改造をなさしめよう、それも可能であると考えられているとみられる。後進国についていえることだが、中共でも、軍隊が政治のレベルで果す役割はきわめて大きい。中共リーダーも、軍隊の士気の鼓舞、軍隊の戦闘力充実、兵士の思想傾向、にはとくに注意を払っていることがうかがわれる。

先にも述べたように、テーマじたい、時宜にかなったテーマであったけれども、出席者のうちに、専攻者がほとんど見当らなかったこともあって、もう一歩、議論が深くなっても

よかったのではないかという感じがした。歴史学の立場からする資料の扱かい方、過去幾度もあった中国史上の革命（思想統一を伴った）と現在の中共の行なっている革命との比較、中共リーダーの行動をきめる重要要素について、どのようなものを挙げられるか、仮説の形で明示したらどうなるだろうか、といったような点も、話題となってもよかったかも知れない。

二、五月二六日（金）午後一時三〇分―五時

○「資本主義法と社会主義法」

報告者　五十嵐　清

出席者　一八名

同じ標題の下に、報告者が執筆した法律時報三九巻六号掲載の論稿を主たる素材として、報告、討論がなされた。間近にひかえた比較法学会での問題点の一斑を予めうかがい知ることができたのは幸いである。

最近の比較法学の方法論的問題点が論点となった。平和共存の時代の影響もあってか、東西両側の法学者の間には、相互の法の比較が可能かどうか、比較の目的は何か、比較の方法はいかなるものか等についての研究の気運が高まり、国際会議がもたれたことも既に幾度かある。日本のいわゆる社会主義法研究者にとっても、否、日本の比較法学者にとっても両法の比較方法論を検討、研究すべき時期に至っているのではないか。今回の学会報告そのものは、一貫した方法論にもとづいてなされるとまでいうことはできないにせよ、これが一契機となることが望まれる。そこで、具体的な論点としては、「資本主義法」「社会主義法」という用語の定義づけがかんたんのようにみえて実はそうでないこと、機能的比較方法とはどういう方法か、資本主義国同士の間の比較ならともかく、異質の政治・経済体制下の法の比較ということは可能なのかどうか、「社会主義法」といっても、国ごとに差があり一括して考えることは危険である。一体、比較法学というような学問分科が成立しうるのかどうか、といった諸点が挙げられた。

いずれにせよ、困難な問題ばかりである。報告者から他日を期して論じてみたい旨の意思表示がなされた。方法論のみならず、それにもとづく実証的研究が出てくることが望まれる。

北海道大学法学部公法研究会記事

（昭和四二年四月～昭和四二年六月）

一、四月二八日（金）判例研究　　荒井史男

○判例時報四五八号　三〇頁　　千葉　卓

○判例時報四六〇号　一〇頁　　小野善康

○判例時報四六〇号　四五頁

二、五月一二日（金）判例研究　　深瀬忠一

○判例時報四六一号　一〇頁

○判例時報四六一号　三一頁　今村成和

三、五月一九日（金）判例研究

○判例時報四七六号　二五頁　遠藤博也

○判例時報四六二号　二〇頁　白井

四、六月九日（金）　判例研究

○判例時報四六三号　二一頁　安斉　隆

○判例時報四六四号　八頁　遠藤博也

五、六月三〇日（金）判例研究

○判例時報四六五号　三七頁　熊本信夫

○判例時報四六六号　一〇頁　丹宗昭信

○判例時報四六六号　一九頁　秋山義昭

北海道大学法学部政治学研究会記事

（昭和四二年四月～昭和四二年六月）

一、五月十二日（金）

○大木英夫著「ピューリタニズムの倫理思想」紹介　報告者　荒木

二、六月二日（金）

○中国文化大革命について　報告者　近藤

三、六月十六日（金）

○コミンテルンについての一論文紹介（「ソビエト歴史百科辞典」より）　報告者　成田

四、六月三十日（金）

○北海道農村の地方政治調査をめぐって　報告者　富田

北海道大学法学部民事法研究会記事

（昭和四二年四月～昭和四二年六月）

一、四月七日（金）最高裁判所判例研究

○民集二〇巻　四号　四九九頁　山畠

○民集二〇巻　四号　七〇二頁　米倉

○民集二〇巻　四号　七五二頁　神田

北海道大学法学部刑事法研究会記事

（昭和四二年四月～昭和四二年六月）

一、四月二二日（土）判例研究

○判例時報四五七号　一四頁　北大　能勢

二、五月二七日（土）判例研究

○高裁刑集一八巻二号一一七頁　札幌地検　飯田

三、七月一日（土）判例研究

○判例時報四七八号　四九頁　札幌高裁　小林

○民集二〇巻　六号　一二六五頁　川井

二、四月二一日（金）最高裁判所判例研究
○民集二〇巻　二号　二〇二頁　近藤
○民集二〇巻　三号　三四八頁　石川
三、四月二八日（金）最高裁判所判例研究
○民集二〇巻　二号　三〇二頁　半田
○民集二〇巻　四号　六六〇頁　見沢
○民集二〇巻　四号　七三四頁　別府
四、五月一二日（金）最高裁判所判例研究
○民集二〇巻　五号　九八九頁　藤原
○民集二〇巻　九号　一八二七頁　神田
○民集二〇巻　四号　六八七頁　菅原
五、五月一九日（金）最高裁判所判例研究
○民集二〇巻　五号　一〇四六頁　近藤
○民集一九巻　六号　一三六八頁　藤原
○民集二〇巻　三号　四〇六頁　相原
民集二〇巻　五号　一〇八四頁　近藤
○民集二〇巻　九号　一八六一頁　五十嵐
六、六月九日（金）最高裁判所判例研究
○民集二〇巻　九号　一六七四頁　岡本
○民集二〇巻　九号　一八八六頁　川井
○民集二〇巻　三号　四八四頁　小山
○民集二〇巻　五号　一〇〇四頁　米倉
七、六月一六日（金）最高裁判所判例研究
○民集二〇巻　三号　四六八頁　菅原
八、六月三〇日（金）最高裁判所判例研究
○民集二〇巻　三号　三八六　藤岡
○民集二〇巻　四号　六四九頁　青竹
○民集二〇巻　四号　六七六頁　武田